

資料9

「福島県パートナーシップ制度(骨子案)」に関する県民意見公募の実施結果

1 意見募集期間 令和6年7月24日(水)から令和6年8月13日(火)まで

2 意見の件数等 16名 74件

3 意見の内訳

項目	件数
1 制度の趣旨	8 件
2 制度の概要	1 件
3 定義	1 件
4 制度の基本設計	9 件
5 届出書受理証明書を利用して受けられる県の行政サービス	4 件
6 県内市町村との連携について	3 件
7 制度運用開始時期	0 件
8 その他(制度への賛否、要望等)	48 件
合計	74 件

福島県パートナーシップ制度(骨子案)に関する県民意見公募の実施結果

No.	骨子案項目	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
1	1 制度の趣旨	同性のカップルに限らず、広く多様なカップルを対象としているところがとても良いと感じる。	県民一人一人が個人として尊重され、共に参画する社会の実現に向け、本制度の運用に取り組んでまいります。
2	1 制度の趣旨	県民一人一人が個人として尊重され、共に参画する社会の実現に向けて、パートナーシップ制度が導入されることとても嬉しいです。福島県内に多様な家族がいることが想定されるようになることは重要だと思います。ぜひ、パートナーシップ制度を導入してください。	
3	1 制度の趣旨	福島県内の市町村でなかなかパートナーシップ制度の導入が進まないなか、県が率先して制度を導入することになってとても嬉しく感じました。	
4	1 制度の趣旨	私は長らく福島県にパートナーシップ制度が導入されるよう願ってきました。やっとやっと、導入されることは大変嬉しく、社会から認められているように感じられました。それ程、当事者にとって大切な制度です。「1制度の趣旨」は、パートナーシップ制度について婚姻が認められていないことと比較して悲観的なイメージが受け取られます。「同性婚が認められていない現状から」、県民一人一人が個人として尊重され、共に参画する社会の実現に向け制度が導入されるといった記載をしていただきたいです。また、「生活の不便さ」だけが問題なのではありません。異性愛者は当たり前にある権利が同性カップル間においては無いのが現状です。それを「県民一人一人が個人として尊重され、共に参画する社会の実現」、いわば一人一人の人権の話であることを忘れないでください。	すべての県民が個人として人権や尊厳を尊重されるとともに、一人一人の個性に応じて、主体的に選択された様々な生き方を認め合う社会づくりに向け、本制度の運用に取り組んでまいります。 なお、本制度は、法的な効果は生じず、婚姻制度など現行の法制度に影響を与えたり、同性婚を法的に公認しようとするものではありません。法律上の婚姻をしていないカップルが抱える困難や不安を軽減し、県民誰もが安心して暮らせる環境づくりにつなげていくことを目的としております。
5	1 制度の趣旨	「SOGIの尊重」という観点を明記すべき。 (理由) 1. 「SOGI(ソジ)」 ・ 性的指向と性自認の英語の頭文字を取った言葉。【性的指向(Sexual Orientation)】:どの性別の人を好きになるか、恋愛や性愛がどの性別に向いているか。異性を好きになる人、同性を好きになる人、男女両方を好きになる人、恋愛や性愛の感情を持たない人など様々な性的指向がある。【性自認(Gender Identity)】:自分の性別を自分でどう思うか、自分が認識している性別。戸籍上の性別と性自認が一致している人、一致していない人、性自認が男女に二分できない人、男女の枠にとられない性の在り方の人など様々な性自認がある。 ・ SOGIは誰もが持つ属性であり、あらゆる人の多様な性を尊重する言葉。 2. 「LGBT(Q)」を打ち出さず、多数派も含めたすべての人が持つ属性としての「SOGI」を全面に押し出すことで、この問題を特定の人々へのみ配慮が必要な課題として捉えるのではなく、すべての人の対等・平等、人権の尊重に根ざした課題として捉えるべきであるという、国際的潮流に則った大きな考え方を示すことができる。	本制度は、性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティに関わらず、異性間の事実婚を含め、法律上の婚姻をしていないカップルの日常生活における不便さの軽減など、誰もが人生のパートナーと協力しながら安心して暮らせる環境づくりを進めることを目的としたものです。 SOGIの尊重も含め、すべての県民が個人として人権や尊厳を尊重されるとともに、一人一人の個性に応じて、主体的に選択された様々な生き方を認め合う社会づくりに向け、本制度の運用に取り組んでまいります。

福島県パートナーシップ制度(骨子案)に関する県民意見公募の実施結果

No.	骨子案項目	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
6	1 制度の趣旨	<p>「法的に婚姻が認められていない同性カップル」については、『誰もが人生のパートナーと協力しながら安心して暮らせる』という、この制度の趣旨に照らし合わせたとき、仕方がないと思います。</p> <p>しかしその次の部分「様々な事情により婚姻の届け出をしていないカップルが家族として扱われないことによる生活上の不便さを軽減し」というところ、いったいどのような事情でしょうか。人にはそれぞれ抱えている事情はあるでしょう。しかし、そのすべてを斟酌し救済することなどできないのですから、この場合は「そんなに不便を感じるのであるなら、夫婦となれば即解決する」と思います。さらにそのような関係にある二人の間に子供が生まれた場合、その子供はどう扱われるのでしょうか。自分たちだけが良ければいいという考え方が見えてきます。このような制度を作っていけば、早晚「家」、「家族」というものを私たちは失ってしまいます。</p>	<p>本制度は、婚姻の届出をしていない理由に関わらず、異性間の事実婚を含め、法律上の婚姻をしていないカップルの日常生活における不便さの軽減など、誰もが人生のパートナーと協力しながら安心して暮らせる環境づくりを進めることを目的としたものです。</p> <p>なお、本制度は、法的な効果は生じず、家族制度など現行の法制度に影響を与えようとするものではありません。</p>
7	1 制度の趣旨	<p>「様々な事情により婚姻の届け出をしていないカップル」とは、異性のカップルを指していると認識しますが、県行政サービスを配偶者と同様に受けたいのであれば、当然婚姻の届をすべきことであり、この制度の対象とする必要がない。社会的契約を複雑化するの、家族関係を複雑にし、家族に不要な問題を発生させるものになる。</p>	
8	1 制度の趣旨	<p>『県民一人一人が個人として尊重され、共に参画する社会の実現に向け、「福島県パートナーシップ制度」を導入します。』という一文がとても良いと思いました。パートナーシップ制度について、「一部の人の為」など他人事ではなく、全ての県民に関係する問題であるという我が物事として認識できるような文面に好感が持てました。</p>	<p>県民一人一人が個人として尊重され、共に参画する社会の実現に向け、本制度の運用に取り組んでまいります。</p>
9	2 制度の概要	<p>「福島県パートナーシップ届出書受理証明書」だけでなく、カード(アウトティングにならないよう形状は工夫が必要です)、アプリの発行など携帯できる証明書が必要です。無いと大変不便です。その際の記載も、名前を左から本人(左から男性というのは男女差別の一例です)、性別欄の廃止、通称名の記載(トランスジェンダーの同性愛者のため)ができるようにしてください。</p>	<p>受理証明書は、カードサイズ(縦5.5センチメートル、横18.2センチメートル、横二つ折り)とし、アウトティングを防止する文言を記載するほか、性別欄を設けず、通称名を記載可とする予定です。</p>
10	3 定義	<p>【2制度の概要】において「届出者が扶養する子や・・・」とあることから、パートナーシップの定義について『家族』という文言を入れることを提案する。</p>	<p>届出者が扶養するや親等の近親者(家族・ファミリーの関係にある方)については、「ファミリーシップ」としての定義を新たに追加することを検討します。</p>

福島県パートナーシップ制度(骨子案)に関する県民意見公募の実施結果

No.	骨子案項目	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
11	4 制度の基本設計	<p>現行憲法上婚姻できない「同性のカップル」に対して、「福島県パートナーシップ届出書受理証明書」を交付することに対しては仕方ないと思います。しかし、「異性の事実婚カップル(法律上の婚姻をしていないカップル)」に「福島県パートナーシップ届出書受理証明書」を交付してパートナーシップ制度の利用対象者とするには絶対に反対です。異性であれば婚姻が可能であるにも関わらず、自分達の都合で敢えて婚姻していないならば、行政としてはこれらの内縁関係にある「異性カップル」が婚姻できるように勧めたり支援したりするのが本来のあり方だからです。少子化問題や子どもの生育に悪影響をあたえかねません。内縁関係の異性カップルが結婚できない「理由」については、千差万別だと思いますが、例えば婚姻ができない理由が、「叔父と姪」、「兄妹」、「父娘」など近親者ゆえであることも十分あり得ます。パートナーシップ制度とはいえ、婚姻に近い関係を近親者同士のカップルにまで認めることは常識的にありえまへん。このような理由で内縁関係にある異性カップルにパートナーシップは認めないが、例えば金銭的な理由で婚姻できない異性カップルには認めるなどというのでしょうか？それならば、パートナーシップ制度を利用したい内縁の異性カップルを「婚姻できない理由」によって差別することになり、かえって混乱し面倒なことになるのではないのでしょうか。かなり極端な例を出しましたが、婚姻できるのに敢えて婚姻していない「異性カップル」は、福島県パートナーシップ制度の利用対象者からは外さなければならぬと思います。</p>	<p>本制度は、二人が近親婚など民法が定める婚姻禁止規定に該当する関係にある場合を除いて、婚姻の届出をしていない理由に関わらず対象としています。異性間の事実婚を含め、法律上の婚姻をしていないカップルが抱える日常生活における不便さを軽減することにより、県民一人一人が主体的に選択した様々な生き方を尊重し、誰もが人生のパートナーと協力しながら、安心して暮らせる環境づくりにつなげていくことを目的としております。</p>
12	4 制度の基本設計	<p>「同性カップル又は・・・」とあるが、生活上は異性として生活する同性カップルもいることから、『戸籍上同性のカップル』との表記に変更することを提案する。</p>	<p>生活上は異性として生活する同性カップルもいることを踏まえ、「戸籍上同性のカップル」と表記することを検討します。</p>
13	4 制度の基本設計	<p>文言から現在の同性カップルの実態への寄り添いを感じることができてとても良い。</p>	<p>県民一人一人が個人として尊重され、共に参画する社会の実現に向け、本制度の運用に取り組んでまいります。</p>
14	4 制度の基本設計	<p>他県に住んでいるパートナーとも(いずれは2人で福島に住む予定)パートナーシップを結べるようにしてほしい。諸事情で三か月以内の転入はむずかしいので、結ぶだけでも出来たらうれしいです。</p>	<p>二人のいずれか一方が県内に住所を有している場合は、届出をすることができます。</p>
15	4 制度の基本設計	<p>パートナーシップ制度の手続きは県庁の窓口だけなのでしょうか？窓口対応のみだと周りの目やアウティングの恐れがあり、遠方に住んでいる人が不便なので、郵送やメール等で書類を送る形式や電子申請にしてほしい。</p>	<p>届出の方法は、アウティングの防止や利便性の向上等を踏まえ、電子申請による届出を予定しております。 なお、電子申請によることができない場合は、郵送による届出が可能です。</p>
16	4 制度の基本設計	<p>制度名を「福島県パートナーシップ・ファミリーシップ制度」とすべき。 (理由) 「2 制度の概要」の二段落目はファミリーシップ制度であり、制度を導入していることを明記すべきである。</p>	<p>本制度は、パートナーシップにある二人が、日常生活の様々な場面で必要とされるサービスについて、配偶者と同様のサービスを受けられるようにする制度であることから、制度の名称については、「福島県パートナーシップ制度」としております。 また、届出者が扶養する子や親等の近親者(家族・ファミリーの関係にある方)については、「ファミリーシップ」としての定義を新たに追加することを検討します。</p>

福島県パートナーシップ制度(骨子案)に関する県民意見公募の実施結果

No.	骨子案項目	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
17	4 制度の基本設計	「異性の事実婚カップル」は、利用対象者外。 婚姻しているから県行政サービスの対象になるのであるから、婚姻していないのであれば、その対象にならないのは当然であり、申請要件や手続き方法は、これまで通りで問題ない。	本制度は、性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティに関わらず、異性間の事実婚を含め、法律上の婚姻をしていないカップルの日常生活における不便さの軽減など、誰もが人生のパートナーと協力しながら安心して暮らせる環境づくりを進めることを目的としたものです。
18	4 制度の基本設計	県内に住所があって初めて届け出を受けるべき。 また、県外へ転出したら返還するよう文言を追加すべき。 県の制度であるから、県民であることは最低条件である。	住宅の確保など、県内への転入前に県行政サービスを円滑に受けられるよう、「双方又はいずれか一方が、県内に住所を有し、又は3か月以内に県内への転入を予定していること」を届出者の要件とする予定です。 また、受理証明書の返還事由として、「届出者の双方が共に県内に住所を有しなくなった」場合も規定する予定です。
19	4 制度の基本設計	同性のカップル又は異性の事実婚カップル(法律上の婚姻をしていないカップル)という表現では、戸籍上は異性のカップルとなるが、その片方がトランスジェンダーであり、実際は同性同士のカップルという方々の場合、利用しづらくなってしまわないかと思いました。そのため、「性別等に関わらず、セクシュアルマイノリティ等パートナーや、婚姻していない事実婚状態のカップル」等といった性別を限定しない書き方でも良いのではないのでしょうか。	本制度は、性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティに関わらず、異性間の事実婚を含め、法律上の婚姻をしていないカップルの日常生活における不便さの軽減など、誰もが人生のパートナーと協力しながら安心して暮らせる環境づくりを進めることを目的としたものです。 いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
20	5 届出書受理証明書を利用して受けられる県の行政サービス	ホームページ等で周知を図る際に、同一住居であればパートナーシップ制度を利用していなくても利用できる制度やサービスも含めて掲載をお願いします。同性カップルは制度やサービスの対象内ではないだろうとあきらめてしまっている場合もあるため、同一住居であれば利用できるものを含めて可視化してください。	受理証明書を提示することで利用できる県行政サービスについては、パートナーシップ制度を利用していなくても利用できる(これまでも利用可能な)県行政サービスを含め、県ホームページへの掲載を検討します。
21	5 届出書受理証明書を利用して受けられる県の行政サービス	行政・民間サービスで提供できる先を開拓して行ってほしいですが、理解啓発もしっかり行ってください。正しい理解がないと利用する側も安心して利用できない。定期的に研修などを開催し、アウトティングや差別がないように徹底してほしい。	県では、「ふくしま男女共同参画プラン」において、性的指向や性自認にかかわらず、等しく尊重され受容される社会の実現を掲げており、県民理解の促進を図ることが重要であると考えております。令和5年6月に施行されたLGBT理解増進法の趣旨も踏まえ、企業・団体等に対する講師の派遣や、学校と連携した啓発活動等を等して、県民の理解が一層深まるよう取り組んでまいります。
22	5 届出書受理証明書を利用して受けられる県の行政サービス	行政サービスの他に民間サービスもホームページにわかりやすく載せてください。窓口や店頭などに何かわかりやすいシンボルなどがあると使いやすいので作ってほしい。	今後、民間事業者への制度の周知を図り、本制度で交付する受理証明書の提示により利用できる民間事業者のサービスについて、県のホームページへの掲載を検討します。 シンボルの作成については、今後の取組の参考とさせていただきます。

福島県パートナーシップ制度(骨子案)に関する県民意見公募の実施結果

No.	骨子案項目	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
23	5 届出書受理証明書を 利用して受け られる県の 行政サービ ス	1. 具体的なサービス例を明記すべき。例えば、「県営住宅への入居申込、県立病院での家族同様の取扱い」など 2. 「民間サービス、勤務先での福利厚生サービスが拡充されるよう事業者働きかける」旨を明記すべき。具体例も挙げるべき。「生命保険の受取人指定」「損害保険や住宅ローンでの配偶者扱い」「携帯電話の家族割引」「賃貸物件での家族扱い」等 (理由)これらの具体的なサービスが受けられなければ制度制定の意味がなく、法律上の婚姻をしていないカップル及びその家族らが福島県に転入するかどうかを判断するには具体的なサービスが明記されている必要がある。制度導入は、福島県の人口減少の歯止めにもあるものであり、特に居住サービスは十分受けられるよう整備すべきである。	受理証明書を提示することで利用できる県行政サービスについて、県ホームページでお知らせします。 また、今後、民間事業者に対して制度の周知を図り、本制度で交付する受理証明書を提示することで利用できるサービスについて、県ホームページへの掲載を検討します。
24	6 県内市町村 との連携に ついて	独自のパートナーシップ制度を実施していない市町村との関係については、どのような取り扱いになるのかが、気になりました。これは、各市町村の自治や裁量があるので、県行政としても難しい部分があると思いますが、他県の事例や状況などを踏まえつつも、より包括的な制度を目指しかつ構築していただければと存じます。私事ですが、仕事の都合で郡山市に引っ越し可能性があるのですが、現時点では郡山市にはパートナーシップ制度がないはずでして、その場合の適用がどうなるのかについて、関心があります。	独自のパートナーシップ制度を実施していない県内市町村に対しても、県の制度の周知を図り、本制度で交付する受理証明書を提示することで利用できる市町村行政サービスについて、県ホームページへの掲載を検討します。
25	6 県内市町村 との連携に ついて	パートナーシップ制度により利用できる市町村のサービスを掲載いただけることとも助かります。同一住居であればパートナーシップ制度を利用していなくても利用できる制度やサービスも含めて回答をいただけるよう、働きかけをお願いいたします。病状説明・治療方針の同意等に利用できる医療機関や、家族同様に扱っていただける民間事業者等サービスも一覧化してください。(参考:福岡県)	今後、市町村や民間事業者に対して制度の周知を図り、本制度で交付する受理証明書を提示することで利用できるサービスについて、県ホームページへの掲載を検討します。
26	6 県内市町村 との連携に ついて	県境の市に在住していることもあり、他の県に行くことが多いので県内の市町村だけでなく隣県のパートナーシップ制度を実施している県とも連携してほしい。	パートナーシップ制度を導入している自治体間での転出入に際して、他県では自治体間の連携協定により提出書類を簡略にし負担を軽減する事例もあることから、こうした事例を参考にして負担軽減の方策を検討します。

福島県パートナーシップ制度(骨子案)に関する県民意見公募の実施結果

No.	骨子案項目	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
27	－ その他	<p>当該「福島県パートナーシップ制度」について反対の意見を述べます。</p> <p>まず、共産党や立憲民主党他野党が推し進める「パートナーシップ協定」を追従する福島県の政策がおかしいのではないかと国民の数%しか支持率のない極左政治集団の掲げる左翼政策を何故我が福島県が取り入れなければならないのか？その政治スタンスに基だ疑問を感じます。</p> <p>反対理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.憲法違反……「婚姻は両性の合意にのみ基いて成立」と言う従来の憲法に完全に違反している。 2.制度悪用……昨年成立したLGBT理解増進法の様な法律を歪曲し破廉恥極まりない犯罪が各地で発生した。当該制度の場合でも犯罪者や違法外国人集団が法律を悪用し、養子縁組や人身売買の窓口にも悪用される可能性があり、この点に於いても県の認識が軽薄としか考えられない。 3.悪法蔓延……当該制度導入で、極少数意見を大多数に影響を与える悪法が増える足掛かりになる可能性がある。当該制度導入後、県は同性婚や夫婦別姓に進む予定ではありませんか？そうした為のきっかけとして、当該制度を反対意見も顧みず推し進めているのではないのでしょうか？夫婦別姓(子供別姓)政策は昔ロシアでレーニンが実施して別姓孤児が大量に発生し国家が崩壊寸前まで陥った悪法です。福島県の官僚ならこの程度の知識は御有りと存じますが、極左政治団体や活動団体は、このような事を知った上で当該制度を足掛かりにする動きがあります。後の同性婚制度に於いても外国人の日本人背乗りや成りすまし等、悪質な人権犯罪に繋がりが兼ねない問題のある制度ですが、この度のパートナーシップ制度もその入り口に成りうる可能性が否めません。 <p>※結論……近代日本が今迄大切にしてきた「戸籍制度」や異性による生産性のある結婚制度を脅かす悪い制度には断固反対です。少子化が国家存亡の危機として叫ばれている中で、極僅かな同性同士の人権を盾に間違った政策を福島県が進んで行く必要は無い。我が県の少子化対策に逆行する悪法ではないか！どうか、思い留まって下さい。知事も県の官僚皆様も…震災以降、やっとここ迄我が県は復活をして来たではありませんか。一部の左翼思想や活動家にこれ以上福島県を食い物にされてはいけません！今一度振り返り、県民の声に耳を貸してください。いつも声を上げるのは少数派の共産党下部組織の人権派団体や活動家達。この方々は県や国を混乱させて、革命が必要だと言いたいだけなのです。どうか結論ありきの既定路線で結果を焦らないで欲しいです。私は、地域を愛し市を愛し県を愛し国を愛しています。活動家や外国人の魔の手からこの素晴らしい国を守りたいのですどうか宜しくお願い致します。</p>	<p>本制度は、性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティに関わらず、パートナーシップにあるカップルが抱える日常生活における不便さを軽減することにより、県民一人一人が主体的に選択した様々な生き方を尊重し、誰もが人生のパートナーと協力しながら安心して暮らせる環境づくりにつなげていくことを目的としております。</p> <p>また、本制度は、法的な効果は生じず、婚姻に関する法制度に影響を与えるものではありません。</p> <p>なお、制度悪用のリスクに対しては、届出に際し、要件確認や本人確認を提出書類により厳格に実施することとし、内容に疑義がある場合は書類の追加提出を求めるなど、確認を適切に行います。受理証明書の不正利用が認められた場合には、当該受理証明書を無効化し、交付番号を県ホームページに公表するとともに、届出者から受理証明書を返還いただくこととします。併せて、不正利用により刑法上の罪に問われる可能性がある旨、届出者に周知することを検討します。</p>
28	－ その他	<p>前々より我が国は、心優しい日本人は権利を主張するだけでなく、社会に、周りに慣習として、優しく、平等に接してきた。それが集大成された結果、制度としても制定されてきたと感じております。</p> <p>結婚制度も、入籍すると、法の下に配偶者控除を受けられる、社会保険の扶養に入ることができる、家族手当を貰えるなどの恩恵を受ける事ができます。一方、パートナーシップ制度は、自治体が、婚姻が法的に認められてないLGBTQカップルに対して「結婚に相当する関係」として、様々なサービスを受けやすくする制度です。法的に認められていないのに、一部の国民に同等のサービスを受けやすくすると言うのは、「共生のための相互尊重のルール」である法の平等性を欠き、それに基づいて作られた法を軽んじ著しく歪める事になると思います。また、これを悪用する事例が多発するのではと、危惧します。私は社会の多様性において、多様性、平等性、そして社会的優しさを否定するものではありません。尊重したいと思います。だからこそパートナーシップ制度には反対したいと思います。</p>	

福島県パートナーシップ制度(骨子案)に関する県民意見公募の実施結果

No.	骨子案項目	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
29	－ その他	あらゆる理由から県庁まで足を運ぶことが叶わない方を想定し、届出の方法は①対面、②郵送、③オンラインで対応すべき。アウトティング防止のため、オンラインでの対応を強く要望する。例)兵庫県	届出の方法は、アウトティングの防止や利便性の向上等を踏まえ、電子申請による届出を予定しております。 なお、電子申請によることができない場合は、郵送による届出が可能です。
30	－ その他	転出時、転入時には他県と連携しスムーズに対応して欲しい。	パートナーシップ制度を導入している自治体間での転出入に際して、他県では自治体間の連携協定により提出書類を簡略にし負担を軽減する事例もあることから、こうした事例を参考にして負担軽減の方策を検討してまいります。
31	－ その他	A4サイズの届出受理証明書その他、カードタイプやアプリ(ミライID)のようなものがあると緊急事にパートナーシップを証明できるものがあると良い。※病院等で提出することを考慮すると、アウトティングを防止する文言が必要と考える。例)国立市	受理証明書は、カードサイズ(縦5.5センチメートル、横18.2センチメートル、横二つ折り)とする予定です。 また、御意見を踏まえ、アウトティングを防止する文言を記載する予定です。
32	－ その他	制度導入に伴い、役所や学校、企業等への周知のため1年に1度研修会の実施を要望する。例)宝塚市立病院	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
33	－ その他	制度を利用するカップルに定期的なアンケートを取るなど、制度をより良いものにするためにアップデートを続けて欲しい。	制度開始後も、様々な機会を捉えて制度利用者等の御意見を伺い、必要に応じて制度内容の改善を図ってまいります。
34	－ その他	制度導入後、利用できるサービスがどんどん増えていくと考えられる。サービスの一覧をHPにまとめて欲しい。	受理証明書を提示することで利用できる県行政サービスについて、確定次第、順次県ホームページに掲載しお知らせします。 また、県が提供する行政サービスのほか、県内市町村や民間事業者にも制度の周知を図り、本制度で交付する受理証明書を提示することで利用できるサービスについて、県ホームページへの掲載を検討します。
35	－ その他	パブリックコメントは全ての県民に対し、開かれたものであることは重要なことだと認識しています。一方で他県の状況を見ても批判的、差別的な意見もあることでしょうか。私たち当事者は、そのコメントにも目を通し、胸を痛めることとなります。その際には、県としての姿勢を示してください。	全ての県民が個人として人権や尊厳を尊重されるとともに、一人一人の個性に応じて、主体的に選択された様々な生き方を認め合う社会づくりに向け、本制度の運用に取り組むとともに、本制度の趣旨等について周知を図ってまいります。
36	－ その他	県として導入するならば、内堀知事は当然のことと思われませんが、全ての県市町村議会議員、役所に勤める方々等、正確な知識と理解が必須です。	令和5年1月に県が作成した「多様な性に関する職員ハンドブック」等を活用しながら、県職員への研修や啓発等に努めるとともに、セミナーの開催や県内小中高等学校と連携した授業の実施、福島県男女共生センターにおける相談支援などを通じて、多様な性に関する県民の理解増進に向けた啓発等に取り組んでまいります。

福島県パートナーシップ制度(骨子案)に関する県民意見公募の実施結果

No.	骨子案項目	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
37	－ その他	パートナーシップ制度の周知は、ホームページだけでは不十分です。冊子の配布や設置、障がいのある方、日本語を読めない方、子どもたちにも周知をしてください。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
38	－ その他	子どもたちに周知をすることは不可欠です。なぜなら、幼少期から自身を同性愛者だと自覚する当事者がいるためです。子どもたちを絶望させないでください。	男女共同参画や多様な性などをテーマとし、福島県男女共生センターと県内小中高等学校が連携して授業を実施しており(次世代スクールプロジェクト)、引き続き、多様な性に関する理解増進に向けた啓発等に取り組んでまいります。
39	－ その他	届出を窓口限定することは、しないでください。個人が特定されるため、利用者の減少とアウトティングの可能性が考えられます。郵送やインターネットでの届出ができるようにしてください。	届出の方法は、アウトティングの防止や利便性の向上等を踏まえ、電子申請による届出を予定しております。 なお、電子申請によることができない場合は、郵送による届出が可能です。
40	－ その他	具体的な行政サービスを分かりやすく、詳細に提示してください。	受理証明書を提示することで利用できる県行政サービスについて、確定次第、順次県ホームページに掲載しお知らせします。 また、県が提供する行政サービスのほか、県内市町村や民間事業者にも制度の周知を図り、本制度で交付する受理証明書を提示することで利用できるサービスについて、県ホームページへの掲載を検討します。
41	－ その他	定期的に制度の見直しを行ってください。また、その際には当事者の意見が反映されるようにしてください。当事者抜きで決定されたものは当事者のニーズに沿いません。	制度開始後も、様々な機会を捉えて制度利用者等の御意見を伺い、必要に応じて制度内容の改善を図ってまいります。
42	－ その他	民間で利用できるフレンドリー企業も必要です。なぜなら、環境が変わらなければ生活上の不便さは軽減されないためです。病院での立会等、病院での困難についてはご存じかと思われませんが、転院が必要な場合、転院先の病院では証明書が使えないとなれば、効力はありません。フレンドリー企業を募ってください。また、その際には正確な知識と理解が促進されるようにガイドブックの作成や研修が必要かと思えます。さらに、フレンドリー企業がレインボーフラッグ等掲げることで当事者は安心感を持って生活できるようになります。研修等基準を満たした企業に掲示物等を渡してください。	今後、民間事業者への制度の周知を行うとともに、県の受理証明書の提示により利用できる民間事業者のサービスについて、県のホームページへの掲載を検討します。
43	－ その他	利用できる企業を一覧にしてください。	
44	－ その他	フレンドリー企業には基準を設けてください。フレンドリーを謳いながら実態は異なっていた場合のためです。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
45	－ その他	フレンドリー企業から当事者が差別やアウトティングに遭った際は、一覧から削除し掲示物等を撤廃するようにしてください。渋谷区の行いを参考に意見します。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
46	－ その他	他県や他の市区町村の取組みも参考にしてください。	福島県パートナーシップ制度の創設に当たっては、同様の制度を先行して導入している自治体の事例を参考としております。

福島県パートナーシップ制度(骨子案)に関する県民意見公募の実施結果

No.	骨子案項目	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
47	－ その他	正確な知識と理解を持った方を相談窓口配置してください。	窓口では、知識を持った職員が対応するとともに、必要に応じて専門の相談窓口を御案内いたします。
48	－ その他	前述した通り、パートナーシップ制度が導入されただけでは私たちの生活は変わりません。導入を機に環境を変えてください。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
	－ その他	県民一人一人のことを尊重すると記載したのであれば、制度の利用者が少ないからといって、決してこの制度を廃止しないでください。私も当事者の一人です。	県民一人一人が個人として尊重され、共に参画する社会の実現に向け、本制度の運用に取り組んでまいります。
50	－ その他	建前は立派ですが、この主旨が実際に現場で実現するには、民間と行政が対等の立場で推進と協議する場・組織が必要である。実際の社会・現場で何が問題なのか実情や実例や当事者の思いや意見が十分に把握共有されてるのか……ジェンダーの一環として息の長い取組みが最も大切。シンボルになる民間人・組織・運動(事業)・推進テーマ・マークを吟味する必要あり。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
51	－ その他	県内各地の人が利用できるように、申請は対面だけでなく、電子申請や郵送等でも手続きが行えるようにしてください。	届出の方法は、アウティングの防止や利便性の向上等を踏まえ、電子申請による届出を予定しております。 なお、電子申請によることができない場合は、郵送による届出が可能です。
52	－ その他	民間サービス利用時に数か月以内に発行された証明書が必要な場合があるため最新日付で再交付をできるようにしてください。A4サイズの証明書だけではなく、携帯できるカードがあると災害時や病院等の非常時でも家族関係が証明出来て安心です。携帯できるカードについては、お財布に携帯したときにパートナーシップ制度の言葉が見えないようにする、民間サービス利用時にアウティングのリスクがあるためアウティングについての注意喚起を促す文言を入れる(参考:国立市)等、デザインについても検討をいただきたいです。	受理証明書の交付とは別に、届出を受理した事実を証明する様式を定め、希望する日付で証明ができるよう検討します。 受理証明書は、カードサイズ(縦5.5センチメートル、横18.2センチメートル、横二つ折り)とし、アウティングを防止する文言を記載するほか、性別欄を設けず、通称名を記載可とする予定です。
53	－ その他	パートナーシップ制度は法的な効力がないからこそ、医療同意や相続等について公正証書が重要になる場合があると考えられます。公正証書作成に当たる法律相談や、助成制度の設立(参考:渋谷区)をいただきたいです。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
54	－ その他	県民一人一人が個人として尊重され、共に参画する社会の実現にむけた課題の把握や必要施策の策定に向けて、パートナーシップ制度をきっかけに、県内のLGBTQ当事者に関する実態把握を行ってください。たとえば、パートナーシップ制度利用者に年に1回アンケートを実施し、制度を利用しての状況や不便な点をうかがい、制度のブラッシュアップにつなげていく。また日常生活上の困り感をうかがい、今後県民一人一人が個人として尊重され、共に参画する社会の実現にむけた施策を検討していく等。また、県内のLGBTQ団体との意見交換等を実施しながら、県内の状況把握や必要施策を全庁的に検討ください。(参考:福岡県)	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、制度開始後も、様々な機会を捉えて制度利用者等の御意見を伺い、必要に応じて制度内容の改善を図ってまいります。

福島県パートナーシップ制度(骨子案)に関する県民意見公募の実施結果

No.	骨子案項目	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
55	－ その他	パートナーシップ制度の認知を増やし、民間サービスのなかで制度を安全に使用できる、福利厚生の中で同性パートナーやその家族も家族として扱うように事業者に対する周知をしてください。その際に、いわゆるLGBT理解増進法のなかで事業主の役割が明記されていることやパワハラ防止法のなかで性的指向・性自認に関するハラスメントはパワハラにあたり、企業の取り組み義務が明記されていることも含めての啓発を行う等、パートナーシップ制度だけではなくLGBTQ全般に関する知識や理解の普及を行ってください。	県では、「ふくしま男女共同参画プラン」において、性的指向や性自認にかかわらず、等しく尊重され受容される社会の実現を掲げており、県民理解の促進を図ることが重要であると考えております。令和5年6月に施行されたLGBT理解増進法の趣旨も踏まえ、企業・団体等に対する講師の派遣や、学校と連携した啓発活動等を通して、多様な性に関する県民の理解が一層深まるよう取り組んでまいります。
56	－ その他	LGBTQの子どもたちも安全に学校生活を送れるように、児童生徒への周知・啓発(LGBTQに関する講師派遣等)を進めてください。同様に、保護者に対して多様な性に関するリーフレットの配布等を行ってください。また、教職員も性の多様性について理解を深め、すべての児童生徒が安心して通うことが出来る学校づくりを行うための啓発資料の作成や、児童生徒・保護者等から性の多様性に関する相談を受けた際に参考にできる資料の作成を行ってください。(参考:埼玉県)	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
57	－ その他	災害時等の緊急時に使用できるように、防災・災害の関係課、基礎自治体の防災・災害の関係課にパートナーシップ制度および、LGBTQに関する周知・啓発を行ってください。防災研修のなかでLGBTQについても扱い、避難所の運営を行う地域の人へのパートナーシップ制度および、LGBTQに関する周知・啓発を行ってください。また、防災計画や避難所運営マニュアルのなかで多様な家族の想定やLGBTQの存在が想定がされるように明記し、県内の基礎自治体が指針とできるものを作成してください。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
58	－ その他	同性パートナーを含めた、多様な人が安全に福祉を利用できるように福祉支援者へのLGBTQに関する研修・啓発の実施してください。また上記研修を受講した事業者の開示し、LGBTQも安全に利用できる事業者を選べるようにしてください。(参考:世田谷区)	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
59	－ その他	LGBTQも包摂されたDV支援を行ってください。同性カップルのDV相談や、ゲイ男性のDV相談等の相談窓口を設置してください。(参考:福岡県)	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
60	－ その他	県内のLGBTQの困り感やニーズを可視化するためにも、LGBTQ専門相談を設置してください。その際に、電話相談・SNS相談・派遣相談等、県内各地から相談ができる仕組みづくりをしてください。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
61	－ その他	LGBTQに関する定期的な勉強会や居場所づくりを行い、県内のなかでセーフスペースをつくってください。その際はすでに県内で活動を行っているLGBTQ団体と連携してください。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
62	－ その他	届出書受理証明書の他に行政サービスを利用する際の証明書として携帯に便利なカードタイプや電子証明書などにしてほしい。	受理証明書は、カードサイズ(縦5.5センチメートル、横18.2センチメートル、横二つ折り)とする予定です。
63	－ その他	名前の記入は通称名可にしてほしい。	受理証明書は、アウティングを防止する文言を記載するほか、性別欄を設けず、通称名を記載可とする予定です。

福島県パートナーシップ制度(骨子案)に関する県民意見公募の実施結果

No.	骨子案項目	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
64	－ その他	定期的にご利用者や関係先を対象にアンケートやヒアリングを行なってほしい。当事者と接点を持ちパートナーシップ制度をより良いものにしていただきたい。	制度開始後も、様々な機会を捉えて制度利用者等の御意見を伺い、必要に応じて制度内容の改善を図ってまいります。
65	－ その他	制度の内容をわかりやすくしたものを作ってほしい。できるだけ多くの人に知ってほしいので、イラストやわかりやすい表現で資料を作ってください。児童にもわかりやすく作ることで当事者の児童も将来に希望が持てると思うのでぜひ作ってほしいし、進学などで県外へ行った若者たちに安心して帰ってくる事ができる福島県であることを知らせてほしい。	福島県パートナーシップ制度利用の手引きを作成するなど、本制度についての理解が広がるよう取り組んでまいります。
66	－ その他	医療機関への周知してほしい。緊急を要する辞退の時に面会出来ない場合があるので、できるだけ多くの医療機関でサービスを利用できるようにしてください。	今後、医療機関を始め民間事業者に対して制度の周知を図り、本制度で交付する受理証明書を提示することで利用できるサービスについて、県ホームページへの掲載を検討します。
67	－ その他	医療機関を利用する際、救急車の同伴、手術の同意、ICUでの面会等、婚姻関係を結んでいないと断られる場面が多い。法的効力が無いとしても、医療機関へ周知啓発を行い、円滑にサービスの利用ができるようにしてほしい。	今後、医療機関を始め民間事業者に対して制度の周知を図り、本制度で交付する受理証明書を提示することで利用できるサービスについて、県ホームページへの掲載を検討します。
68	－ その他	本制度を利用される方達への定期的なヒアリングを行うなどし、本制度の問題点等が出てきた場合速やかに修正を加えるなど迅速に対応をしていただければよい。また県内においての団体、有識者達との意見交換会等の実施等を行い、本制度が更に良いものへとなるようお願いしたい。	制度開始後も、様々な機会を捉えて制度利用者等の御意見を伺い、必要に応じて制度内容の改善を図ってまいります。
69	－ その他	教育、施設、民間サービス事業者等、行政民間問わず周知啓発を行い、1 概要の趣旨にあるように「県民一人一人が尊重される」福島県にしていきたい。	今後、県内市町村や民間事業者にも制度の周知を図り、本制度で交付する受理証明書を提示することで利用できるサービスについて、県ホームページへの掲載を検討します。
70	－ その他	現行法制の中では、パートナーシップ制度だけでは限界があるので、国や医療機関、事業者などへの広報や研修等を県民の目にも見える形で行ってほしいです。	県では、「ふくしま男女共同参画プラン」において、性的指向や性自認にかかわらず、等しく尊重され受容される社会の実現を掲げており、県民理解の促進を図ることが重要であると考えております。令和5年6月に施行されたLGBT理解増進法の趣旨も踏まえ、企業・団体等に対する講師の派遣や、学校と連携した啓発活動等を通して、多様な性に関する県民の理解が一層深まるよう取り組んでまいります。
71	－ その他	パートナーシップ制度は、セクシュアルマイノリティ当事者の意見なく進められるものではないと思いますので、福島県内の当事者団体との連携や話し合いをしながら制度を整えていくことが必要ではないかと思いました。	制度開始後も、様々な機会を捉えて制度利用者等の御意見を伺い、必要に応じて制度内容の改善を図ってまいります。
72	－ その他	届出書受理証明書について、紙1枚だと持ち歩きしづらく、緊急で必要な際に用意できない可能性があると思いました。持ち運び可能な証明書があるといいと思いました。	受理証明書は、カードサイズ(縦5.5センチメートル、横18.2センチメートル、横二つ折り)とする予定です。

福島県パートナーシップ制度(骨子案)に関する県民意見公募の実施結果

No.	骨子案項目	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
73	- その他	このパブリックコメントについて、まずパブリックコメントを募集しているということを知らない人が多数では無いかと思いました。そのため、パートナーシップ制度そのものについてもホームページ等だけの周知では、事業者や県民全体には広がらないのではと感じます。SNSやテレビ等様々な方法を活用して広報、周知を行っていただきたいです。	本制度に関する県民意見公募(パブリックコメント)については、県ホームページでの周知のほか、マスコミへのプレスリリースを通しての広報、周知を行っております。 また、本制度の広報については、いただいた御意見を今後の取組の参考とさせていただきます。
74	- その他	パートナーシップ制度の導入に賛成です。国の立法不作為により同性愛者が様々な困難にあっている中、パートナーシップ制度の導入によって福島県がその困難を少しでも解消することは大きな意義があるものと考えます。また、パートナーシップ制度の導入によって県民のLGBTQに対する意識が変わり、LGBTQ当事者が生きやすくなることが期待できます。要望としては、同性愛者だけでなく異性愛者を含む様々な二者が利用できる制度にすること、またその二者が同居していなくても利用できる制度にすることです。もし同性愛者に限定した制度であれば、その制度を利用する人 同性愛者であることが明らかになってしまうので、それを恐れた当事者が利用できない制度になってしまうことを危惧するからです。また同居要件は法律婚にはないため、それをパートナーシップ制度に設けるのは差別であるからです。上記の点を考慮して制度設計がされることを期待します。また、要項ではなく条例化を望みます。	本制度は、届出の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず届出することができ、異性間の事実婚のカップルも届出が可能となっています。 また、パートナーと同居していなくても届出が可能です。 なお、本制度は、県民に何らかの義務を課したり、権利を制限したりするものではないことから、条例ではなく、行政の手続を定める要綱を根拠とする予定です。

※ 上記のほか、匿名等でいただいた御意見についても内容を確認しています。